

## 集 会 決 議

本日、東京地方裁判所民事第2部（増田稔裁判長，齊藤充洋裁判官，佐野義孝裁判官）は，上田誠吉さんが原告となり，東京都を被告として，「東京都都市計画道路幹線街路外郭環状線の2」（通称「外環の2」）計画の違法，無効の確認等を求めた行政訴訟において，原告の請求のうち，計画の違法及び無効に関する請求部分について却下し，賠償請求と損失補償の請求部分を棄却するとの不当判決を言い渡しました。

「外環の2」計画は，発表当時，地域住民の強い反対によって，いったんは「外環本線」とともに凍結されました。しかし，その後東京都は，莫大な建設費用をかけて「外環本線」を大深度地下構造に変更しながら，さらにその地上部でも沿線住民を立ち退かせ，「外環の2」計画を強行しようとしています。このような東京都の対応は，「外環本線」の地下化により，地上部住民が移転する必要はなくなったと述べた2001年の都知事発言とも矛盾し，安心してこの地で暮らし続けたいと願う沿線住民の信頼を完全に裏切るものです。

東京都の対応に憤り，2008年10月に上田誠吉さんが提訴したこの裁判は，本日の1審判決に至るまで，足掛け7年の年月を費やしました。この間，原告・弁護団は，沿線住民のみなさんらとともに，外環本線の大深度地下構造への計画変更によって，「外環の2」は廃止するしかなくなったことを主張・立証してきました。これに対して東京都は，「外環の2」計画が適法であると主張し続け，地域住民無視，開発優先の姿勢をとり続けてきました。

今日の判決は，「外環の2」計画の違法及び無効の主張について実質的な判断をまったく行わず，過去の判例を踏襲し，形式的な判断だけで原告の主張のほとんどを却下しました。しかし，このような判断は，人権保障の「最後の砦」として裁判所に期待をかけ，救済を求めてきた原告の要求に完全に背を向けるものであり，行政訴訟の間口を広げようとしている昨今の裁判の流れにも反するものです。

私たちは，住民無視，開発優先の東京都の姿勢を許す不当判決を，断じて許すことはできません。

上田誠吉さんが2009年5月にお亡くなりになった後，裁判は妻の圭子さんらに引き継がれ，本日，控訴審も続けてゆく決意を表明しました。

私たちは，今日の東京地裁不当判決に屈することなく，これからも，地域住民が永年月をかけて築きあげてきた豊かな住環境を破壊し，地域のつながりを断ち切る「外環の2」計画に反対するとともに，今後高裁へとたたかいの場をうつす裁判をこれからも支持し，「外環の2」計画が白紙撤回されるまで，「街を壊すな！」「地域をまもれ！」の声をあげ続けてゆくことを決議します。

2015年11月17日

「とめよう！『外環の2』武蔵野訴訟判決報告集会」参加者一同